

苫小牧市監査委員告示第5号

平成30年度苫小牧市行政監査の結果に基づき講じた措置
の公表について

平成30年度苫小牧市行政監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第199条第12項の規定により、令和元年6月3日付けで苫小牧市長から別添のとおり通知があったので、同項及び苫小牧市監査委員条例第6条の規定により公表する。

令和元年6月5日

苫小牧市監査委員 玉川豊一

苫小牧市監査委員 小山征三

苦行監第80号
令和元年6月3日

苦小牧市監査委員 玉川 豊一 様

苦小牧市監査委員 小山 征三 様

苦小牧市長 岩倉 博文



平成30年度苦小牧市行政監査結果報告に基づく措置の通知について

標記の結果報告に基づき講じた措置について、地方自治法第199条第12項の規定により別紙のとおり通知する。

回答様式 監査意見に基づき、又は参考として講じた措置

監査のテーマ	指摘事項への対応について
意見の概要	<p>1 指摘事項の有効活用</p> <p>職員の知識量や経験にはそれぞれに差があるので、確実な理解を求めるためには、職員とのコミュニケーションを通じてしっかり考えられる時間が確保されるような配慮が必要である。</p> <p>予防策を文書化し、それを定期的に確認するといった一時的な対応で終わらせない工夫をすることが重要である。</p> <p>2 事務手続とリスクの可視化</p> <p>(1) 事務手続の可視化</p> <p>情報共有を図るためには、事務手続をマニュアルやフローチャートといった形で可視化する取組が必要である。</p> <p>誰でも事務の流れを把握できるようになって初めて複数職員によるチェックが有効になる。同時に決裁プロセスの強化につながり、事務手続の可視化に取り組む意義は大きい。</p> <p>(2) リスクの可視化</p> <p>事務処理手順を他の職員と共有できない状態では、具体的なものとはなりにくい。可視化された事務手続を基にリスクを洗い出し、どの程度の重要性があるかを評価し、リスクの影響度や発生の可能性を踏まえて、必要性の高いものを中心に対応策を検討すべきである。</p> <p>3 事務引継ぎの改善</p> <p>事務引継ぎの改善による情報共有が必要である。</p> <p>多くの職員は業務内容の引継ぎにとどまっており、未処理案件等の懸案事項や事務処理の際に配慮が必要な事項等に関する情報を確実に伝達することが特に重要である。</p> <p>事務手続きの可視化により、事務処理手法がマニュアル等での伝達になれば、引き継ぐ人による差異は避けられ、懸案事項等の情報に重点化した引継ぎが可能となる。</p> <p>4 事務の合理化</p> <p>事務手続とリスクの可視化によって、リスク管理が強化されるとともに unnecessaryな規制や事務手続が整理される。同時に既存のルールを見直し、ルールの整理・合理化が進められ、内部事務の簡素化が図られ、結果として個々の事務の有効性や効率性の向上を望む。</p>
担当部署	総務部行政監理室
意見に対する措置	監査指摘事項の共有化と有効活用を図ることを目的に、平成 30 年度定期監査で指摘されなかった部署においても同様の指摘を受けることがないか

	<p>業務点検を実施した。結果については、部長会議等で全庁的に共有するほか、年度内に再検証を実施し次年度以降の事務適正化を図る。今後予測される業務リスクとその回避策についても調査を実施し、事務引継ぎの改善や合理化についても検証することとした。</p>
--	---